すずかけ法律事務所弁護士報酬基準

第1章 総則

第1条(目的)

この報酬基準は、日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規程」(平成16年2月26日会規第68号)第3条第1項に基づき、すずかけ法律事務所(以下「当事務所」という。)の所属弁護士の職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の基準を示すことを目的とする。

第2条(趣旨)

当事務所の所属弁護士は、事件等を受任するにあたり、本基準の定めるところにより依頼者と協議して弁護士報酬に関する事項を定めるものとする。

第3条(弁護士報酬の種類)

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日 当とする。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含
	む。)の対価をいう。
書面による	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価を
鑑定料	いう。
着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委任事務取扱
	の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわ
	らず受任時に受けるべき委任事務取扱の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務取扱の結果に成功不成功があるものについ
	て、その成功の程度に応じて受ける委任事務取扱の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務取扱で終了する事件などにつ
	いての委任事務取扱の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務取扱のために事務所所在地を離れ、移動によって
	その事件等のために拘束されること(委任事務取扱自体による拘束を
	除く。)の対価をいう。

第4条(弁護士報酬の支払時期)

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の取扱が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この報酬基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払を受ける。

第5条(事件等の個数等)

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件などは当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第6条(弁護士の報酬請求権)

- 1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
- 2 次の①又は②に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - ① 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - ② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務取扱の一部 が共通であるとき。
- 3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の①又は②に該当するときに限り、 各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。
 - ① 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
 - ② 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

第7条(弁護士の説明義務及び契約書の作成)

- 1 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、日本弁護士連合会の「弁護士職務基本規程」30条 及び「弁護士の報酬に関する規程」(平成16年2月26日会規第68号)第5条を遵守し た委任契約書を作成しなければならない。

第8条(弁護士報酬の減免等)

- 1 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、本基準の規定にかかわらず、弁護士は第4条ないし第7章の規程にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し 又はこれを減額若しくは免除することができる。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件などにつき、依頼の目的を達することについての見通し 又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でな いときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額し て、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第17条の規 定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

第9条(弁護士報酬の特則による増額)

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは取扱が著しく長期

にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし 第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼 者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第10条(消費税に相当する額)

- 1 この基準に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、弁護士の役務 に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。
- 2 弁護士は、各依頼者に対し弁護士報酬を請求するときに、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額を加算して請求することができる。消費税を請求する場合は、依頼者に対して弁護士報酬額に消費税分を合算して表示する。

第2章 法律相談等

第11条(法律相談料)

法律相談料は、次表のとおりとする。

法律相談料	30分5000円
-------	----------

第12条(書面による鑑定料)

1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による鑑定料 20万円以上30万円以下

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の うえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件(医療事件を除く)

第13条(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

- 1 本節では、医療事件を除く民事事件の着手金及び報酬金を定める。医療事件の弁護士報酬については、第2節に定めるものとする。
- 2 本節の着手金及び報酬金については、この報酬基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務取扱により確保した経済的利益の額を それぞれ基準として算定する。

第14条(経済的利益-算定可能な場合)

前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ① 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の

額。

- ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を越えるときは、その権利の時価相当額。
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の 時価相当額。
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- ② 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- ③ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産 の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分 の1の額。
- ④ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- ⑤ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

第15条(経済的利益算定の特則)

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済 的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額する ことができる。
 - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が 紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第 16 条 (経済的利益-算定不能な場合)

1 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円

とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼 者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第17条(民事事件の着手金及び報酬金)

1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8 %	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5 %	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3 %	6 %
3億円を超える部分	2 %	4 %

- 2 前項及び報酬金は、事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、 着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前3項の着手金は、10万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円未満に減額することができる。

第18条 (調停事件及び示談交渉事件等)

- 1 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉であり、弁護士会等の紛争解決機関を利用しないものをいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する仲裁センター等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」という。)の着手金は、本基準に特に定めのない限り、原則として前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の3分の2に減額するものとする。
- 2 前項の事件の報酬金は、事件の内容により、前条第1項及び第2項又は第21条第1項 及び第2項の各規定により算定された額の3分の2に減額することができる。
- 3 前2項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減することができる。ただし、第1項又は本項本文により算定した着手金の金額が金5万円に満たない場合において、事件等が重大若しくは複雑なとき又は審理若しくは取扱が長期にわたると見込まれる等の事情があるときは、金5万円まで増額することができる。
- 4 示談交渉事件、調停事件又は紛争解決センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、本基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21 条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

第19条(契約締結交渉)

1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、 次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
---------	-----	-----

300万円以下の部分	2 %	4 %
300万円を超え3000万円以下の部分	1 %	2 %
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1 %
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は10万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その 手数料を請求することができない。

第20条(督促手続事件)

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2 %
300万円を超え3000万円以下の部分	1 %
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は次条の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第17条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭などの具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭などの具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金及び報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

第21条(手形、小切手訴訟事件)

1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4 %	8 %
300万円を超え3000万円以下の部分	2. 5%	5 %
3000万円を超え3億円以下の部分	1. 5%	3 %
3億円を超える部分	1 %	2 %

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前3項の規程により算定された額との差額とし、その報酬金は、第17条の規定を準用する。

第22条(離婚事件等)

1 財産給付を伴わない離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一 弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額すること ができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	10万円以上30万円以下
離婚訴訟事件	20万円以上40万円以下

- 2 第1項の離婚事件において、離婚交渉事件から同一弁護士が引き続き離婚調停事件又は 離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手 金の額の2分の1とする。
- 3 第1項の離婚事件において、離婚調停事件から同一弁護士が引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴う離婚事件のときは、弁護士は、前3項により算定された着手金及び報酬金に加え、次の各号に掲げる着手金又は報酬金の種別に応じ、 当該各号に定める範囲内で加算した額を請求することができる。
 - ① 着手金

20万円以下。ただし、第1項の離婚事件の内容いかんを問わず第17条の規定により算定された着手金の額を超えることができない。

② 報酬金

財産給付の実質的な経済的利益の額を基準とした適正妥当な額であって、第17条又は第18条の規定により算定された報酬金の額。

- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件取扱に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 6 前各項の規定は、離縁事件について準用する。

第23条(境界に関する事件)

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及 び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するとき は、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金 40万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が 前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事

件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 3分の 2 に減額することができる。

- 4 境界に関する示談交渉事件から同一弁護士が引き続き調停事件又は仲裁センター事件を 受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の 2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から同一弁護士が引き続き 訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定 された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手 金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件取扱に要する手数の繁 簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第24条(借地非訟事件)

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	30万円以上50万円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加
	算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、 報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件取扱に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範 囲内で増減額することができる。

報酬金		
申立人に	申立てが認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が	
ついて	認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額	
	として、第17条の規定により算定された額	
相手方に	その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額	
ついて	の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増	
	額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第17条	
	の規定により算定された額	

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、 事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞ れ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から同一弁護士が引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から同一弁護士が引き 続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第25条(保全命令申立事件等)

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、 第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経た ときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の4分の 1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定 により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17 条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着 手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2 項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

第26条(民事執行事件等)

- 1 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に同一弁護士が引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は、第17 条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に同一弁護士が引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の 報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

第27条(倒産整理事件)

1 破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、それぞれ次のとおりとする。ただし、 資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件取扱に要する執務量等を 考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。なお、上記各事件に関する保全事 件の弁護士報酬は、上記着手金に含まれる。

事件の種別	着手金
① 事業者の自己破産事件	50万円以上100万円以下
② 非事業者の自己破産事件	20万円以上50万円以下
③ 自己破産以外の破産事件	50万円以上100万円以下
④ 特別清算事件	100万円以上200万円以下

- 2 前項の各事件の報酬金は、第17条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、 配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して 算定する。ただし、自己破産申立事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、それぞれ 前項第1号及び第2号の規定により算定された額の報酬金を受けることができる。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異義申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。 この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。

第28条(民事再生事件)

1 民事再生事件の着手金は、それぞれ次のとおりとする。ただし、資本金、資産及び負債の 額、関係人の数等事件の規模並びに事件取扱に要する執務量等を考慮し、適正妥当な範囲 内で増減額することができる。なお、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、上 記着手金に含まれる。

	事件の種別	着手金
1	事業者の民事再生事件	50万円以上100万円以下
2	非事業者の民事再生事件	30万円以上60万円以下
3	小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件	30万円以上50万円以下

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、 依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、 月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができるものとし、その額は第17条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。ただし、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件は、依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限り、第1項第3号の規定により算定された額の報酬金を受けることができる。
- 4 民事再生法第235条に基づく免責申立事件の着手金は、第1項第3号の規定により算 定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

第29条(任意整理事件)

- 1 第27条第1項及び前条第1項に該当しない債務整理事件(以下「任意整理事件」という。)の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、 それぞれ次のとおりとする。
 - ① 事業者の任意整理事件 50万円以上100万円以下
 - ② 非事業者の任意整理事件 20万円以上50万円以下
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物 弁済に供すべき資産の価額(以下「配当源資額」という。)を基準として、次の各号のとお

り算定した額以下の額とする。ただし、非事業者の任意整理事件は、前項第 2 号の規定により算定された額の報酬金を受けることができる。

配当原資の種別	配当原資額	報酬金
① 事件担当者が債権	500万円以下の部分	15%以下
取立、資産売却等によ	500万円を超え1000万円以下の部分	10%以下
り集めた配当源資額に	1000万円を超え5000万円以下の部分	8%以下
つき	5000万円を超え1億円以下の部分	6%以下
	1億円を超える部分	5%以下
② 依頼者及び依頼者	5000万円以下の部分	3%以下
に準ずる者から任意提	5000万円を超え1億円以下の部分	2%以下
供を受けた配当源資額	1億円を超える部分	1%以下
につき		

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第27条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の取扱について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本 節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

第30条(クレジット・サラ金事件)

東京弁護士会クレジット・サラ金事件報酬基準に定める内容の任意整理、高利業者の任意整理、自己破産および個人再生等の事件の着手金、報酬金、手数料及び日当については、第27条ないし前条の定めにかかわらず、東京弁護士会クレジット・サラ金事件報酬基準に従い算定するものとする。

第31条(行政上の不服申立事件等)

- 1 行政手続申立事件、行政上の異議申立て、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件 の着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定 により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条 の規定を準用する。
- 2 前項の事件から同一弁護士が引き続き行政審判等事件を受任するときの着手金は、第17条の規程により算定された行政審判等事件の着手金の額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、前項の規定を準用する。
- 3 事案簡明な行政手続の申立手数料は、次表のとおりとする。

事案簡明な行政手続申立	定型的な書面作成等	10万円以下
ての書類作成等	非定型的な書面作成等	20万円以下

第2節 医療事件

第32条(医療事件の法律相談料)

医療事件の法律相談料は、次表のとおりとする。

医療事件の法律相談料	1時間1万円
------------	--------

第33条(医療事件の調査の手数料)

1 医療事件の事実及び法律関係に関する調査(診療記録、医学文献、第三者医師口頭意見 聴取及び類似事件の裁判例調査等)の手数料は、次表のとおりとする。

医療事件の調査手数料 40万円

- 2 前項の調査に必要な診療記録に関する証拠保全事件の弁護士報酬は、上記手数料に含まれる。ただし、2件以上の証拠保全を要する場合には、1件増加するごとに金10万円を加算することができる。
- 3 弁護士と依頼者との協議により特に簡易な調査とする場合には、第1項の調査手数料を 減額することができる。

第34条 (医療事件の訴訟事件の着手金)

1 調査から同一弁護士が引き続き医療事件の訴訟事件(民事訴訟事件。以下、本節において同じ。)を受任するときの着手金は、損害の内容及び金銭的評価、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、主張立証活動の難易度及び事件取扱に要する手数の繁簡等を考慮し、次表の範囲で決定する。

医療事件の訴訟事件の着手金 30万円以上100万円以下

2 医療事件の訴訟事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を 適正妥当な範囲内で減額することができる。

第35条(医療事件の調停事件、示談交渉事件及び仲裁センター事件)

- 1 調査から同一弁護士が引き続き調停事件、示談交渉事件及び仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前条第1項により算定された額の3分の2に減額した金額から金30万円を控除した金額とする。ただし、金10万円を最低額とする。
- 2 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き同一弁護士が訴訟事件を受任するときの着手金は、前条第1項により算定された額の2分の1とする。ただし、示談交渉事件、調停事件又は紛争解決センター事件の着手金を減額又は免除した場合は、減額又は免除した金額を考慮し、前条第1項の範囲内で、訴訟事件の着手金を増額することができる。

第 36 条(医療事件の報酬金)

医療事件(訴訟事件、調停事件、示談交渉事件及び仲裁センター事件を含む。)の報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおりとする。

医療事件の報酬金 15%

第37条(医薬品副作用被害救済制度に基づく給付金請求)

1 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度に基づく医薬品医療機 器総合機構に対する給付請求(副作用等給付請求の不支給処分に対する審査請求事件を含 む。以下「副作用等給付請求」という。)の手数料は、次表のとおりとする。ただし、第3 3条ないし前条の医療事件に関連する副作用等給付請求のときは、支給決定が出たときに 限り手数料を請求できる。

健康被害を受けた患者本人(障害者又は障害	10年分の障害年金又は障害児養育年
者の法定代理人)による請求の場合	金の給付額の2%
健康被害を受けた患者の遺族による請求の	遺族一時金及び10年分の遺族年金の
場合	給付額の合計額の2%

2 第33条ないし前条の医療事件に関連しない副作用等給付請求の場合は、手数料は、次表のとおりとする。

事件受任時	原則として、金3万円以上金5万円以下。特に複雑及び特殊な
	事情がある場合は、弁護士と依頼者の協議により定める金額。
支給決定が出たとき	前条の基準により算定された金額

3 副作用等給付請求の不支給処分取消訴訟事件を受任するときの着手金及び報酬金は、本 基準第17条を準用する。

第38条(医療事件に関する実費等の負担)

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通 通信費、証拠保全カメラマン費用、協力医謝礼、文献収集費用、医師意見書謝礼、裁判所鑑 定費用、その他委任事務取扱に要する実費等を請求する。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第39条(本節に定めのない事項)

医療事件の弁護士報酬について、本節に特に定めのない事項については、本基準の本節以外の規定によるものとする。

第3節 刑事事件

第40条(刑事事件の着手金)

1 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第1審及び上訴審をいう。以下同	30万円以上50万円以下
じ。)の事案簡明な事件	
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	50万円以上100万円以下
再審請求事件	50万円以上100万円以下

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務取扱に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいう。

第41条(刑事事件の報酬金)

1 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下
な事件		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された罪が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外	起訴前	不起訴	50万円以上100万円以下
の事件		求略式命令	50万円以上100万円以下
	起訴後	無罪	60万円以上120万円以下
	(再審	刑の執行猶予	50万円以上100万円以下
事件を		求刑の刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	含む。)	検察官上訴が棄却された場合	50万円以上100万円以下
再審請求事件			50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想 された委任事務取扱量で結論を得た事件をいう。

第42条(刑事事件につき引き続き受任した場合等)

- 1 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、同一弁護士が引き続いて起訴 後の事件を受任するときは、第40条に定める着手金を受けることができる。ただし、事 案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適 正妥当な範囲内で減額することができる。

第43条(検察官の上訴取下げ等)

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡 しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、 第40条の規定を準用する。

第44条(保釈等)

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の 着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金と は別に、相当な額を受けることができる。

第 45 条 (告訴、告発等)

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき10 万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第4節 少年事件

第46条(少年事件の着手金及び報酬金)

1 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	30万円以上50万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	30万円以上50万円以下

2 少年事件の報酬金は次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上
その他	30万円以上50万円以下

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の監護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 4 本節で定める少年事件の着手金及び報酬金を決定するに際しては、東京弁護士会子どもの人権救済センターにおける運用の実情を斟酌しなければならない。

第47条(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適 正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第3節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

第48条(手数料)

手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、

次の各号のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用する。

① 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全	基本	20万円に第17条第1項の着手金の規
(本案事件を併せて		定により算定された額の10%を加算し
受任したときでも本		た額
案事件の着手金とは	医療事件における	第3章第2節に定める金額
別に受けることがで	診療記録の場合	
きる。)	特に複雑又は特殊	弁護士と依頼者との協議により定める額
	な事情がある場合	
即決和解	示談交渉を要しな	300万円以下の部分 10万円
(本手数料を受けた	い場合	300万円を超え3千万円以下の部分
ときは、契約書その		1 %
他の文書を作成して		3000万円を超え3億円以下の部分
も、その手数料を別		0.5%
に請求することはで		3億円を超える部分 0.3%
きない。)	示談交渉を要する	示談交渉事件として、第18条又は第22
	場合	条ないし第24条の各規定により算定さ
		れた額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同
		額
倒産整理事件の債権	基本	5万円以上10万円以下
届出	特に複雑又は特殊	弁護士と依頼者との協議により定める額
	な事情がある場合	
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項		10万円以上20万円以下
甲類に属する家事審判	判事件で事案簡明な	
もの)		

② 裁判外の手数料

項目		分類	手数料	
法律関係調査	基本		5万円以上20万円以下	
(事実関係調	医療事件の場	場合	第3章第2節に定める金額	
査を含む。)	特に複雑又	は特殊な事情がある	弁護士と依頼者との協議により定	
	場合		める額	
契約書類及び	定 型	経済的利益の額が	10万円以下	
これに準ずる		1000万円未満		
書類の作成	のもの			
		経済的利益の額が	10万円以上25万円	
		1000万円以上		

		1億円未満のもの		
		経済的利益の額が	25万円以上50万円以	<u></u> 以下
		1億円以上のもの	2 3 74 1 75	>
	非定型	基本	300万円以下の部分	10万円
	71763		300万円を超え30	
			下の部分	1 %
			3000万円を超え3	•
			部分	0.3%
			3億円を超える部分	0.1%
		特に複雑又は特殊	弁護士と依頼者との協	
		な事情がある場合	める額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	公正証書にて		上記の手数料に3万円を	 シ加箟する。
内容証明郵便	基本		3万円以上5万円以下	27777 900
作成		 は特殊な事情がある	弁護士と依頼者との協	議により定
11795	場合		める額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以	 以下
	非定型	基本	300万円以下の部分	
	7,70	,	300万円を超え30	
			下の部分	1 %
			3000万円を超え3	億円以下の
			部分	0.3%
			3億円を超える部分	0.1%
		特に複雑又は特殊	弁護士と依頼者との協	議により定
		な事情がある場合	める額	
	公正証書に		右の手数料に3万円を力	 加算する。
遺言執行	基本		300万円以下の部分	30万円
			300万円を超え30	00万円以
			下の部分	2%
	特に複雑又は特殊な事情がある 場合 遺言執行に裁判手続を要する場 合		3000万円を超え3	億円を以下
			の部分	1 %
			3億円を超える部分	0.5%
			弁護士と受遺者との協	議により定
			める額	
			遺言執行手数料とは別り	こ、裁判手続
			に要する弁護士報酬を	請求するこ
			とができる。	
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織		資本額若しくは総資産	額のうち高
変更、通常清算		い方の額又は増減資額	iに応じて以	
			下により算出された額。	

Т		2. 201 A 14 - 11 11 th 11 - 1 - 201 -
		ただし、合併又は分割については2
		00万円を、通常清算については1
		00万円を、その他の手続について
		は10万円を、それぞれ最低額とす
		る。
		1000万円以下の部分 4%
		1000万円を超え2000万円
		以下の部分 3%
		2000万円を超え1億円以下の
		部分 2%
		1億円を超え2億円以下の部分
		1 %
		2億円を超え20億円以下の部分
		0.5%
		20億円を超える部分 0.3%
会社設立等以	申請手続	1件5万円。ただし、事案によって
外の登記等		は、弁護士と依頼者との協議によ
		り、適正妥当な範囲内で増減額する
		ことができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票
		等の交付手続は、1 通につき千円と
		する。
株主総会等指	基本	30万円以上60万円以下
導	総会等準備も指導する場合	50万円以上100万円以下
現物出資証明(商法第百7十3条第3項等及び有	1件30万円。ただし、出資等にか
限会社法第十2	条の2第3項等に基づく証明)	かる不動産価格及び調査の難易、繁
		簡等を考慮して、弁護士と依頼者と
		の協議により、適正妥当な範囲内で
		増減額することができる。
簡易な自賠責請	ず(自動車損害賠償責任保険に基	次により算定された額。ただし、損
づく被害者による簡易な損害賠償請求)		害賠償請求権の存否又はその額に
		争いがある場合には、弁護士は、依
		頼者との協議により適正妥当な範
		囲内で増減額することができる。
		給付金額が150万円以下の場合
		3万円
		給付金額が150万円を超える場
		合給付金額の2%

第5章 時間制

第49条(時間制)

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務取扱単価にその取扱に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに1万円以上3万円以下とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁 護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

第50条(顧問料)

1 顧問料は、次のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円(月額5千円)以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

第 51 条 (日当)

1 日当は、次のとおりとする。

半日	(往復2時間を超え4時間まで)	3万円以上5万円以下
1 目	(往復4時間を超える場合)	5万円以上10万円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増 減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

第52条 (実費等の負担)

1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通

通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務取扱に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第53条(交通機関の利用)

弁護士は、出張のための交通機関の利用については、普通等級の正規運賃を請求することができる。

第9章 委任契約の清算

第54条(委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の取扱が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務取扱の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士 は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事 務の重要な部分の取扱を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部 又は一部を返還しないことができる。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により偉人事務取扱を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の取扱を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第55条(事件等取扱の中止等)

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務取扱に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁 護士は、事件などに着手せず又はその取扱を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

第56条(弁護士報酬の相殺等)

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金 銭債務と相殺し又は事件などに関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さない でおくことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(2012年12月20日施行)

(2023年6月1日改訂施行)